

(資料 1)

令和 7 年 第 3 回  
鴨 川 市 議 会 定 例 会

— 議 案 說 明 資 料 1 —

令和 7 年 8 月 29 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第43号	鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	3
議案第44号	鴨川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	8
議案第45号	鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 市民生活課	17
議案第46号	鴨川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育委員会 生涯学習課	19
議案第47号	工事請負契約の締結について（陸上競技場第3種公認改修工事）	建設経済部 スポーツ振興課	22
議案第48号	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第3号）	企画総務部 財政課	26
議案第49号	令和7年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	市民福祉部 市民生活課	31
議案第50号	令和7年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	市民福祉部 健康推進課	33
議案第51号	令和7年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市民福祉部 市民生活課	35
議案第52号	令和7年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）	水道課	37
議案第53号	令和6年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	水道課	38
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	40
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	
諮問第5号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	
認定第1号	令和6年度鴨川市一般会計歳入歳出決算の認定について	企画総務部 財政課	資料3
認定第2号	令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	市民福祉部 市民生活課	
認定第3号	令和6年度鴨川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	市民福祉部 健康推進課	
認定第4号	令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	市民福祉部 市民生活課	
認定第5号	令和6年度鴨川市病院事業会計決算の認定について	国保病院	42
報告第10号	令和6年度鴨川市の健全化判断比率について	企画総務部 財政課	44
報告第11号	令和6年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について	水道課	45
報告第12号	令和6年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について	国保病院	46

## 議案第 43 号

鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

### 1 提案理由

令和 6 年 6 月 12 日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）により児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、鴨川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

### 2 内容

児童福祉法第 6 条の 3 に規定する乳児等通園支援事業を市長が認可する際の設備及び運営に関する基準を、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号。以下「基準省令」という。）に従い、又は基準省令を参酌して定める。

#### (1) 乳児等通園支援事業の概要（児童福祉法及び基準省令）

区分	事業の概要	認可対象
一般型乳児等通園支援事業	余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しない乳児等通園支援事業をいう。	事業について認可
余裕活用型乳児等通園支援事業	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。	

※ 乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の乳児又は幼児を対象とし、保育所、認定こども園、幼稚園その他の施設において適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

(2) 主な規定内容

各乳児等通園支援事業に共通の事項（第1章 第1条～第19条）		
1	定義（第2条）	乳幼児とは、0歳6か月から満3歳未満の乳児又は幼児であつて、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等における保育を受けていないものをいう。
2	安全計画の策定等（第7条）	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じなければならない。
3	自動車を運行する場合の所在の確認（第8条）	<p>ア 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>イ 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いてアによる所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>
4	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第11条）	乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
5	利用乳幼児を平等に取り扱う原則（第12条）	乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
6	虐待等の防止（第13条）	乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、暴行、わいせつ行為、暴言等（児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為）その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
7	食事（第15条）	乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

8	秘密保持等（第 18 条）	<p>ア 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>イ 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
乳児等通園支援事業（第 2 章 第 20 条～第 26 条）		
9	乳児等通園支援事業の区分（第 20 条）	乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。
10	設備の基準（第 21 条）	<p>一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。</p> <p>イ 乳児室の面積は、乳児又はアの幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上であること。</p> <p>ウ ほふく室の面積は、乳児又はアの幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。</p> <p>エ 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。</p> <p>オ 保育室又は遊戯室の面積は、エの幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上であること。</p> <p>カ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は(ア)、(イ)及び(カ)の要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は(ア)から(ク)までの要件に該当するものであること。</p> <p>(ア) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>(イ) 保育室等が設けられている階に応じ、常用又は避難用の区分ごとに、それぞれ屋内階段、屋外階段等が 1 以上設けられていること。</p> <p>(ウ) (イ)の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>(エ) 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（自動式のスプリンクラー設備が設けられている、</p>

		<p>又は自動消火装置が設けられ、かつ、外部への延焼防止措置が講じられているものを除く。以下この(エ)において同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(オ) 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(カ) 保育室等その他利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>(キ) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>(ク) 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>
11	職員（第 22 条）	<p>ア 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。</p> <p>イ 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人を下ることはできない。</p> <p>ウ アの乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、一定の要件に該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。</p>
12	乳児等通園支援の内容（第 23 条）	<p>一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。</p>

13	保護者との連絡（第 24 条）	一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
14	設備及び職員の基準（第 25 条）	<p>余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、次のアからエまでの施設又は事業所の区分に応じ、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>ア 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉県条例第 85 号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）</p> <p>イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 18 年千葉県条例第 64 号）に定める基準</p> <p>ウ 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年千葉県条例第 41 号）に定める基準</p> <p>エ 家庭的保育事業等を行う事業所 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）</p>
15	準用（第 26 条）	第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

3 施行期日  
公布の日

## 議案第 44 号

鴨川市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案理由

令和 7 年 1 月 8 日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）が同年 10 月 1 日から施行されること等に伴い、鴨川市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 33 号）等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

### 2 内容

#### (1) 概要

仕事と生活の両立支援の拡充（※）が行われることに伴い、次の条例の改正を行う。

ア 鴨川市職員の育児休業等に関する条例【第 1 条】

イ 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 32 号）【第 2 条】

ウ 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 143 号）【第 3 条】

#### （※） 仕事と生活の両立支援の拡充について

地方公務員の部分休業制度（育児のために勤務しないことを認める制度をいう。）について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態の部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）に加え、1 年につき条例で定める期間を超えない範囲内の形態の部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）を設け、部分休業の請求をする職員は、あらかじめ、いずれかの形態の部分休業を請求するかを任命権者に申し出るにより選択することができるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることとされた。この場合において、条例で定める特別の事情が生じたときは、部分休業の形態を変更することができることとされた。

また、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を行うこととされた。

#### (2) 鴨川市職員の育児休業等に関する条例の改正【第 1 条】

ア 部分休業を請求することができる非常勤職員の要件について、勤務日ごとの勤務時間に係る要件（1 日につき定められた勤務時間が 6 時間

15分以上である勤務日があることとする要件)を廃止する。

イ 第1号部分休業の承認が可能な時間帯について、正規の勤務時間の始め又は終わりとする要件を廃止する。

ウ 第2号部分休業の承認について、1時間を単位として行うこととする。ただし、次の場合は、次の時間数を承認することができることとする。

(ア) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき  
当該勤務時間の時間数

(イ) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき  
当該残時間数

エ 部分休業の請求を任命権者に申し出る単位期間(1年の期間)について、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

オ 職員が1年につき請求することができる第2号部分休業の上限について、エの期間につき、次の職員の区分に応じ、次の時間とする。

(ア) 非常勤職員以外の職員 77時間30分(令和7年度については、38時間45分)

(イ) 非常勤職員 1日当たりの勤務時間数に10(令和7年度については、5)を乗じて得た時間

カ 部分休業の形態の申出の内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより部分休業の形態の変更をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

キ 部分休業の承認の取消事由について、現行の育児短時間勤務の承認の取消事由を準用する規定を削除し、職員がカの特別の事情により部分休業の形態の申出の内容を変更したときとする。

### (3) 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正【第2条】

ア 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等

任命権者は、本人又は配偶者の妊娠、出産等についての申出をした職員(以下このアにおいて「申出職員」という。)に対して、次の措置を講じなければならないこととする。

(ア) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置((イ)において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(イ) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の措置

(ウ) 子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

イ 3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等

任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下このイにおいて「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次の措置を講じなければならないこととする。

(ア) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（(イ)において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(イ) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の措置

(ウ) 3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

ウ 任命権者は、ア(ウ)又はイ(ウ)により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととする。

(4) 鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正【第3条】

法改正に伴う条文の整備を行う。

(5) その他条文の整備を行う。

### 3 施行期日

令和7年10月1日

#### 【第1条】鴨川市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略	(部分休業をすることができない職員) 第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第 21 条 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例に基づき休暇（勤務時間条例第 14 条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第 20 条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）行うものとする。

（新設）

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

（第 1 号部分休業の承認）

第 21 条 育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例に基づき休暇（勤務時間条例第 14 条の規定により規則で定める育児に係る特別休暇に限る。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該休暇を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間条例第 21 条の規定により任命権者が定める育児に係る特別休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内）行うものとする。

（第 2 号部分休業の承認）

第 21 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する

	<p><u>同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p>
(新設)	<p><u>第21条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)</u></p>
(新設)	<p><u>第21条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p><u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p>
(新設)	<p><u>第21条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実</u></p>

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第 22 条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 23 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 17 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第 23 条 第 13 条の規定は、<u>部分休業の承認の取消しについて準用する。</u></p>	<p><u>が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第 22 条 職員が<u>育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 23 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 17 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第 23 条 <u>育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第 19 条第 3 項の規定による変更をしたときとする。</u></p>
--	---

【第 2 条】 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 18 条第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第 15 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 19 条第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p>

(新設)

第 18 条 任命権者は、鴨川市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 33 号）第 24 条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための面談その他の措置

（3） 鴨川市職員の育児休業等に関する条例第 24 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための面談その他の措置

（3） 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想さ

<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第 18 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第 19 条・第 20 条 略</p>	<p><u>れる職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、<u>当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p>第 19 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第 20 条・第 21 条 略</p>
---	--

【第 3 条】鴨川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の<u>一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定に</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない</p>

かかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
---	----------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の鴨川市職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

## 議案第 45 号

鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案理由

鴨川市公民館等再編方針に従い、鴨川市役所吉尾出張所及び鴨川市役所江見出張所を移転するため、鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 13 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

### 2 内容

#### （1）鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例の改正【第 1 条】

鴨川市役所吉尾出張所の位置を鴨川市松尾寺 454 番地 2 から鴨川市宮山 234 番地に変更する。

#### （2）鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例の改正【第 2 条】

鴨川市役所江見出張所の位置を鴨川市東江見 376 番地 5 から鴨川市東江見 308 番地に変更する。

### 3 施行期日

令和 8 年 3 月 2 日。ただし、上記 2 の（2）については、同年 4 月 1 日

#### 【第 1 条】鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
(出張所の名称、位置及び所管区域)			(出張所の名称、位置及び所管区域)		
第 3 条 出張所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。			第 3 条 出張所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
鴨川市役所吉尾出張所	鴨川市松尾寺 454 番地 2	市内全域	鴨川市役所吉尾出張所	鴨川市宮山 234 番地	市内全域
略			略		

【第2条】鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
(出張所の名称、位置及び所管区域)			(出張所の名称、位置及び所管区域)		
第3条 出張所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。			第3条 出張所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略			略		
鴨川市役所江見出張所	鴨川市東江見 376 番地 5	市内全域	鴨川市役所江見出張所	鴨川市東江見 308 番地	市内全域
略			略		

附 則

この条例は、令和8年3月2日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

## 議案第 46 号

鴨川市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 提案理由

鴨川市公民館等再編方針に従い、市内公民館の移転、廃止及び名称変更をするため、鴨川市公民館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 81 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

### 2 内容

- (1) 鴨川地区の公民館を次のとおり再編する。
  - ア 鴨川市中央公民館の名称を「鴨川市鴨川地区公民館」とする。
  - イ 鴨川市田原公民館を廃止する。
  - ウ 鴨川市西条公民館を「鴨川市鴨川地区公民館 西条分館」とする。
  - エ 鴨川市東条公民館を「鴨川市鴨川地区公民館 東条分館」とする。
- (2) 長狭地区の公民館を次のとおり再編する。
  - ア 鴨川市大山公民館の名称を「鴨川市長狭地区公民館」とする。
  - イ 鴨川市吉尾公民館を廃止する。
  - ウ 鴨川市主基公民館を「鴨川市長狭地区公民館 主基分館」とする。
- (3) 江見地区の公民館を次のとおり再編する。
  - ア 鴨川市江見公民館の位置を鴨川市東江見 376 番地 5 から鴨川市東江見 308 番地に変更し、名称を「鴨川市江見地区公民館」とする。
  - イ 鴨川市太海公民館を廃止する。
  - ウ 鴨川市曾呂公民館を「鴨川市江見地区公民館 曾呂分館」とする。
- (4) 天津小湊地区の公民館を次のとおり再編する。
  - ア 鴨川市天津小湊公民館の名称を「鴨川市天津小湊地区公民館」とする。

3 施行期日

令和8年4月1日

鴨川市公民館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																																										
(名称及び位置)	(名称及び位置)																																										
第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。																																										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鴨川市中央公民館</td> <td>鴨川市前原 60 番地</td> </tr> <tr> <td>鴨川市大山公民館</td> <td>鴨川市金束 5 番地</td> </tr> <tr> <td>鴨川市吉尾公民館</td> <td>鴨川市松尾寺 454 番地 2</td> </tr> <tr> <td>鴨川市主基公民館</td> <td>鴨川市成川 34 番地</td> </tr> <tr> <td>鴨川市江見公民館</td> <td>鴨川市東江見 376 番地 5</td> </tr> <tr> <td>鴨川市太海公民館</td> <td>鴨川市太海 2030 番地 2</td> </tr> <tr> <td>鴨川市曾呂公民館</td> <td>鴨川市仲町 590 番地 1</td> </tr> <tr> <td>鴨川市田原公民館</td> <td>鴨川市太尾 368 番地 1</td> </tr> <tr> <td>鴨川市西条公民館</td> <td>鴨川市八色 1244 番地 1</td> </tr> <tr> <td>鴨川市東条公民館</td> <td>鴨川市広場 1588 番地 1</td> </tr> <tr> <td>鴨川市天津小湊公民館</td> <td>鴨川市天津 1092 番地 7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鴨川市中央公民館	鴨川市前原 60 番地	鴨川市大山公民館	鴨川市金束 5 番地	鴨川市吉尾公民館	鴨川市松尾寺 454 番地 2	鴨川市主基公民館	鴨川市成川 34 番地	鴨川市江見公民館	鴨川市東江見 376 番地 5	鴨川市太海公民館	鴨川市太海 2030 番地 2	鴨川市曾呂公民館	鴨川市仲町 590 番地 1	鴨川市田原公民館	鴨川市太尾 368 番地 1	鴨川市西条公民館	鴨川市八色 1244 番地 1	鴨川市東条公民館	鴨川市広場 1588 番地 1	鴨川市天津小湊公民館	鴨川市天津 1092 番地 7	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鴨川市鴨川地区公民館</td> <td>鴨川市前原 60 番地</td> </tr> <tr> <td>鴨川市鴨川地区公民館 西条分館</td> <td>鴨川市八色 1244 番地 1</td> </tr> <tr> <td>鴨川市鴨川地区公民館 東条分館</td> <td>鴨川市広場 1588 番地 1</td> </tr> <tr> <td>鴨川市長狭地区公民館</td> <td>鴨川市金束 5 番地</td> </tr> <tr> <td>鴨川市長狭地区公民館 主基分館</td> <td>鴨川市成川 34 番地</td> </tr> <tr> <td>鴨川市江見地区公民館</td> <td>鴨川市東江見 308 番地</td> </tr> <tr> <td>鴨川市江見地区公民館 曾呂分館</td> <td>鴨川市仲町 590 番地 1</td> </tr> <tr> <td>鴨川市天津小湊地区公民館</td> <td>鴨川市天津 1092 番地 7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鴨川市鴨川地区公民館	鴨川市前原 60 番地	鴨川市鴨川地区公民館 西条分館	鴨川市八色 1244 番地 1	鴨川市鴨川地区公民館 東条分館	鴨川市広場 1588 番地 1	鴨川市長狭地区公民館	鴨川市金束 5 番地	鴨川市長狭地区公民館 主基分館	鴨川市成川 34 番地	鴨川市江見地区公民館	鴨川市東江見 308 番地	鴨川市江見地区公民館 曾呂分館	鴨川市仲町 590 番地 1	鴨川市天津小湊地区公民館	鴨川市天津 1092 番地 7
名称	位置																																										
鴨川市中央公民館	鴨川市前原 60 番地																																										
鴨川市大山公民館	鴨川市金束 5 番地																																										
鴨川市吉尾公民館	鴨川市松尾寺 454 番地 2																																										
鴨川市主基公民館	鴨川市成川 34 番地																																										
鴨川市江見公民館	鴨川市東江見 376 番地 5																																										
鴨川市太海公民館	鴨川市太海 2030 番地 2																																										
鴨川市曾呂公民館	鴨川市仲町 590 番地 1																																										
鴨川市田原公民館	鴨川市太尾 368 番地 1																																										
鴨川市西条公民館	鴨川市八色 1244 番地 1																																										
鴨川市東条公民館	鴨川市広場 1588 番地 1																																										
鴨川市天津小湊公民館	鴨川市天津 1092 番地 7																																										
名称	位置																																										
鴨川市鴨川地区公民館	鴨川市前原 60 番地																																										
鴨川市鴨川地区公民館 西条分館	鴨川市八色 1244 番地 1																																										
鴨川市鴨川地区公民館 東条分館	鴨川市広場 1588 番地 1																																										
鴨川市長狭地区公民館	鴨川市金束 5 番地																																										
鴨川市長狭地区公民館 主基分館	鴨川市成川 34 番地																																										
鴨川市江見地区公民館	鴨川市東江見 308 番地																																										
鴨川市江見地区公民館 曾呂分館	鴨川市仲町 590 番地 1																																										
鴨川市天津小湊地区公民館	鴨川市天津 1092 番地 7																																										

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第2条の表に掲げる公民館の利用に関し必要な申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 47 号

工事請負契約の締結について（陸上競技場第 3 種公認改修工事）

1 提案理由

陸上競技場第 3 種公認改修のための工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 45 号）第 2 条の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 執行理由

日本陸上競技連盟から第 3 種陸上競技場として認定を受けている鴨川市総合運動施設陸上競技場について、同連盟が定める基準を満たすための施設の整備を行い、その認定を更新するため、経年劣化したトラック及びフィールド全天候舗装等の改修工事を実施する。

(2) 契約の方法 制限付き一般競争入札

(3) 予定価格 一金 206, 118, 000 円

(4) 契約金額 一金 205, 150, 000 円

(財源内訳)

区分	金額 (円)	備考
国庫支出金		
県支出金		
地方債		
その他	80, 000, 000	スポーツ振興くじ助成金
一般財源	125, 150, 000	
合計	205, 150, 000	

(5) 契約の相手方

鴨川市横渚 939 番地の 6

富士三建工業株式会社

代表取締役 庄司 恵一

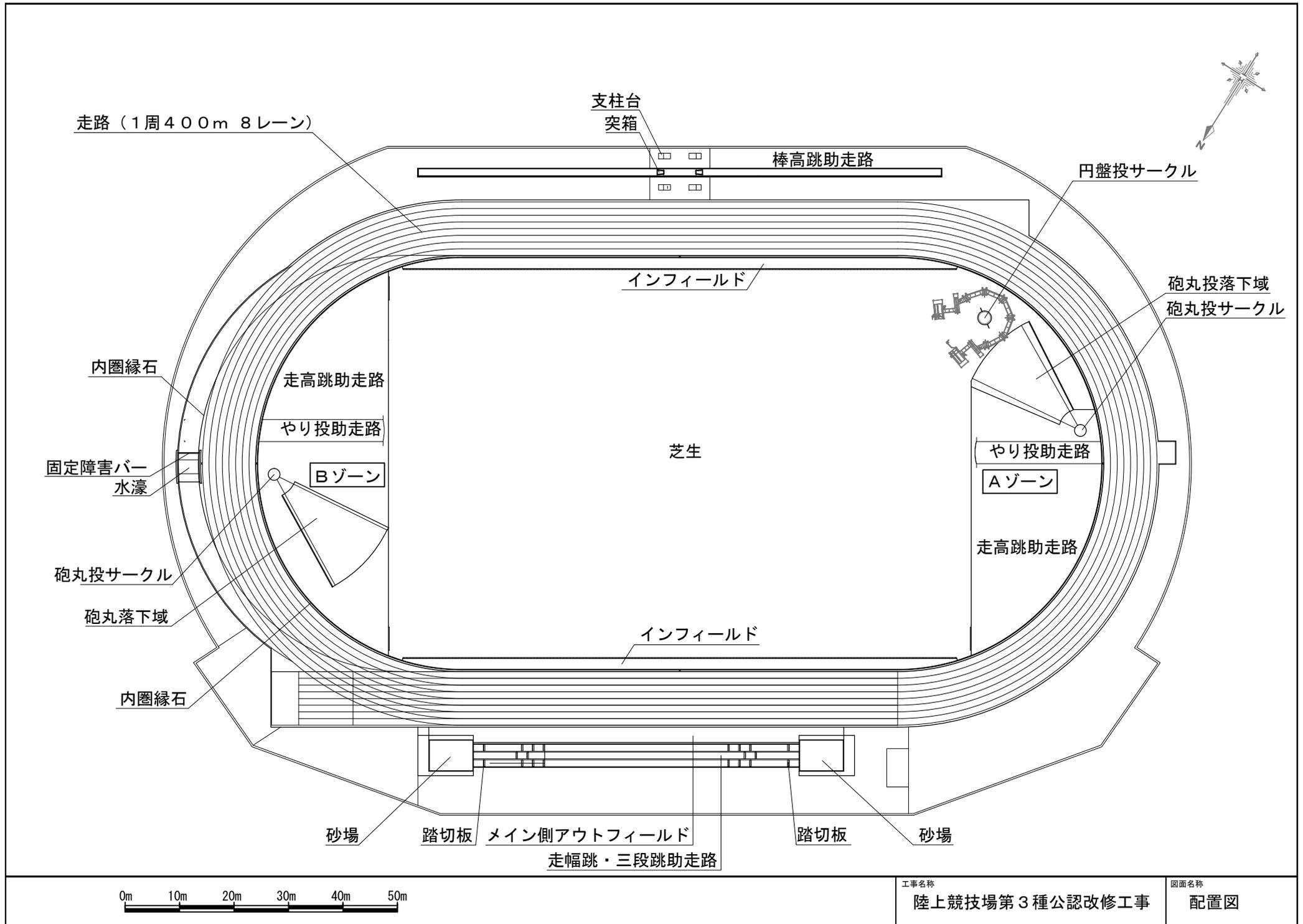
(6) 工事概要

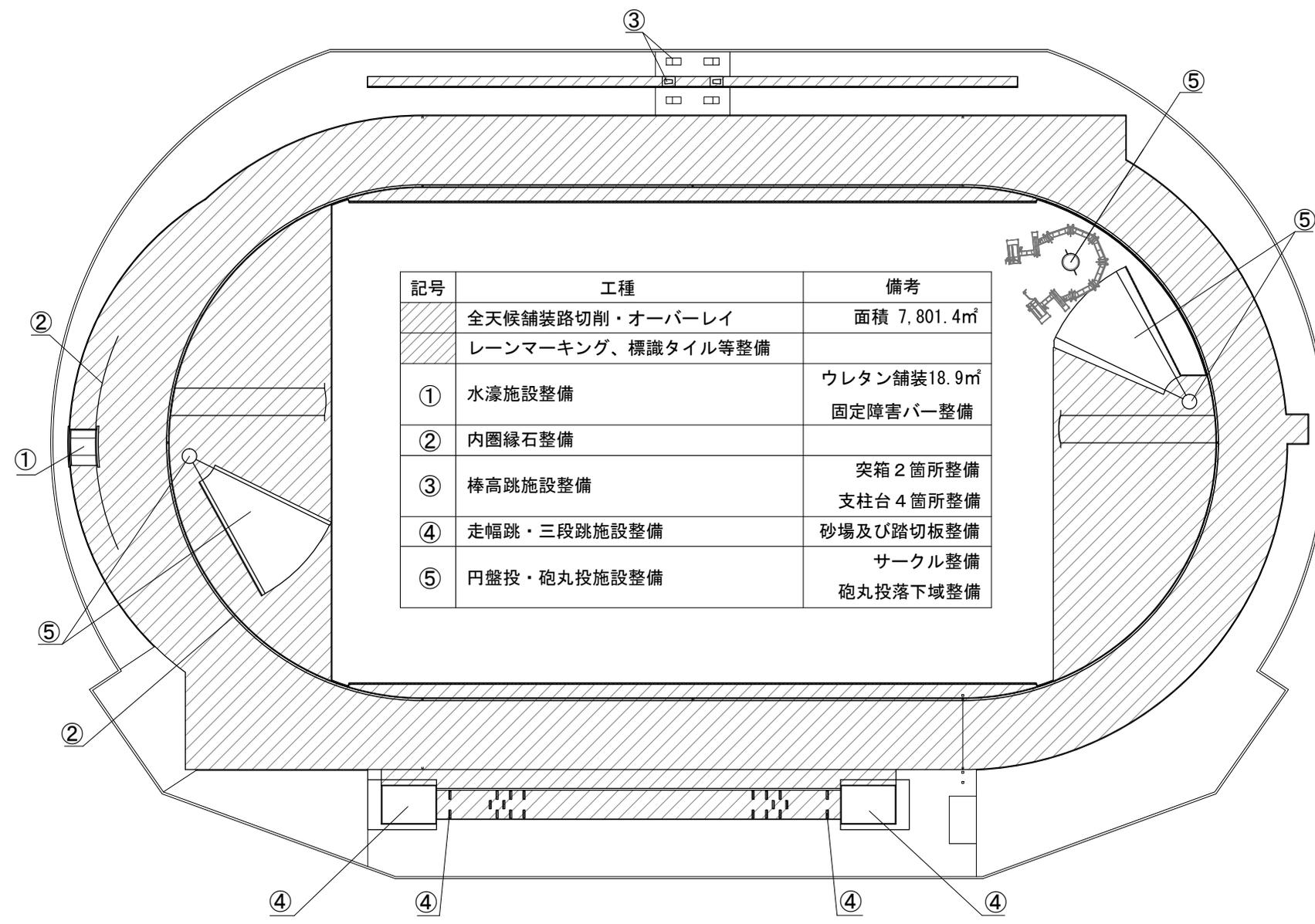
鴨川市総合運動施設陸上競技場（面積 22,970.2 m<sup>2</sup>）の改修

- ア 全天候舗装路切削・オーバーレイ（面積 7,801.4 m<sup>2</sup>）
- イ レーンマーキング、標識タイル等整備
- ウ 水濠施設整備（ウレタン舗装（面積 18.9 m<sup>2</sup>）及び固定障害バー整備）
- エ 内圏縁石整備
- オ 棒高跳施設整備（突箱 2 箇所及び支柱台 4 箇所整備）
- カ 走幅跳・三段跳施設整備（砂場及び踏切板整備）
- キ 円盤投・砲丸投施設整備（サークル及び砲丸落下域整備）
- ク その他（ウレタン蓋改修、芝生ランナーカット等）

(7) 契約工期

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 21 日まで





記号	工種	備考
	全天候舗装路切削・オーバーレイ	面積 7,801.4㎡
	レーンマーキング、標識タイル等整備	
①	水濠施設整備	ウレタン舗装18.9㎡ 固定障害パー整備
②	内圏縁石整備	
③	棒高跳施設整備	突箱2箇所整備 支柱台4箇所整備
④	走幅跳・三段跳施設整備	砂場及び踏切板整備
⑤	円盤投・砲丸投施設整備	サークル整備 砲丸投落下域整備



工事名称 陸上競技場第3種公認改修工事  
 図面名称 改修平面図

議案第 48 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 3 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 3 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
11 地方交付税	4,802,701	104,539	4,907,240	普通交付税
14 使用料及び手数料	723,571	186	723,757	総合交流ターミナル使用料
15 国庫支出金	2,322,075	19,929	2,342,004	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 17,236 障害者総合支援事業費補助金 709 妊婦のための支援給付費補助金 776 中長期在留者住居地届出等事務委託費 856 外
16 県支出金	1,140,298	5,300	1,145,598	千葉県妊婦のための支援給付費補助金 14 県産飼料自給体制整備事業補助金 2,016 観光地魅力アップ整備事業補助金 3,270
17 財産収入	13,895	582	14,477	財政調整基金利子
18 寄附金	650,067	1,140	651,207	消防費寄附金 60 教育費寄附金 1,080
19 繰入金	1,587,193	△300,409	1,286,784	国民健康保険特別会計繰入金 658 介護保険特別会計繰入金 94,429 後期高齢者医療特別会計繰入金 1,372 財政調整基金繰入金 △396,868
20 繰越金	300,000	482,274	782,274	前年度繰越金

21 諸収入	420,964	△17,468	403,496	障害者自立支援給付費国庫負担金過年度収入 16,806 障害者医療費国庫負担金過年度収入 6,785 ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金 △41,060 外
22 市債	1,216,550	13,200	1,229,750	トンネル照明灯LED化改修事業債 5,800 浸水対策事業債 7,400
歳入合計	19,080,138	309,273	19,389,411	

イ 歳出（目的別） (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	184,128	△44	184,084
2 総務費	3,563,480	268,559	3,832,039
3 民生費	6,293,667	45,011	6,338,678
4 衛生費	2,141,006	△57,854	2,083,152
6 農林水産業費	677,168	△5,122	672,046
7 商工費	413,897	6,937	420,834
8 土木費	645,830	19,198	665,028
9 消防費	925,255	2,523	927,778
10 教育費	1,613,481	30,065	1,643,546
歳出合計	19,080,138	309,273	19,389,411

ウ 歳出（性質別） (単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,893,760	△4,114	3,889,646
扶助費	3,241,880	△120	3,241,760
物件費	3,499,524	△20,792	3,478,732
維持補修費	125,585	23,108	148,693

補助費等	2,055,408	37,648	2,093,056
積立金	821,676	247,111	1,068,787
繰出金	1,719,040	330	1,719,370
投資的経費	981,741	26,102	1,007,843
普通建設事業費	967,391	26,102	993,493
単独事業費	706,824	26,102	732,926
歳出合計	19,080,138	309,273	19,389,411

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-6	財産管理事業	3,284				3,284	・太海フラワー磯釣センター解体工事設計見直し業務委託料 3,201千円 老朽化が進む太海フラワー磯釣センターに係る解体工事内容を見直し、事業費の削減を図るため、令和5年度に行った解体工事設計の見直し業務を委託する。
6-1-4	畜産振興事業	2,016	2,016				・県産飼料自給体制整備事業補助金 2,016千円 飼料生産体制の強化及び効率化を図るため、認定農業者が行うミニホイールローダー、スライドモア等農業用機械の購入に対し、補助金を交付する。
7-1-3	魅力体験広場維持 管理事業	7,139	3,270			3,869	・駐車場整備工事 6,545千円 魅力体験広場を中心とした海辺エリアにおける利用者の利便性の向上を図るため、魅力体験広場駐車場の整備工事を実施する。

8-2-2	道路橋梁維持補修事業	6,490		5,800		690	・トンネル照明灯LED化改修工事 6,490 千円 脱炭素化の推進及び電気料の削減を図るため、市道のトンネル照明灯のLED化改修工事を実施する。
8-4-3	下水路維持管理事業	9,900		7,400		2,500	・排水路改修工事 9,900 千円 前原・横渚地区浸水対策排水路整備工事に係る内容変更に伴い、工事費を追加する。
10-5-2	旧江見小学校跡地活用事業	9,152				9,152	・施設用備品費 8,333 千円 新たな江見地区公民館の供用開始に向け、利用しやすい環境を確保するため、テーブル、椅子等の備品を購入する。

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
7-1-3	観光誘客事業（物価高騰対策）	10,000	10,000				・鴨川観光誘客事業補助金 10,000 千円 鴨川市への来訪の動機付けを行い宿泊者の誘致を図るため、鴨川観光プラットフォーム株式会社が実施する閑散期における市内宿泊施設利用者向けの宿泊クーポン発行事業に対して補助を行う。

(2) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
し尿収集収納システム更新事業	自 令和7年度 至 令和12年度	23,095	し尿収集収納業務の効率化及び正確性の向上のため、新たなし尿収集収納システムを令和8年4月1日から5年間使用する。

(3) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
トンネル照明灯LED化改修事業	5,800	トンネル照明灯LED化改修工事費の追加に伴い、限度額を追加する。
浸水対策事業	7,400	前原・横渚地区浸水対策排水路整備工事費の追加に伴い、限度額を追加する。

議案第 49 号

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
4 国庫支出金		37	1,474	1,511	
	2 国庫補助金	37	1,474	1,511	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 39 子ども・子育て支援事業費補助金 1,435
10 繰入金		267,468	△13,114	254,354	
	2 基金繰入金	25,146	△13,114	12,032	財政調整基金繰入金
11 繰越金		17,288	13,880	31,168	
	1 繰越金	17,288	13,880	31,168	前年度繰越金
歳入合計		3,727,116	2,240	3,729,356	

イ 歳出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		14,096	1,581	15,677
	2 徴税费	5,424	1,581	7,005

8 諸支出金		3,901	659	4,560
	2 繰出金	800	659	1,459
歳出合計		3,727,116	2,240	3,729,356

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-2-1	賦課徴収事務費	1,581	1,435			146	・システム改修委託料 1,436 千円 令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に対応するため、システム改修業務を委託する。
8-2-2	一般会計繰出金	659				659	・一般会計繰出金 659 千円 令和6年度事務費等繰入金の精算に伴い、一般会計への繰出金を追加する。

議案第 50 号

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市介護保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
6 繰入金		818,732	21,758	840,490	
	1 一般会計繰入金	772,012	△251	771,761	職員給与費等繰入金（介護保険職員分） △2,259 職員給与費等繰入金（地域支援事業 職員分） 2,008
	2 基金繰入金	46,720	22,009	68,729	介護給付費準備基金繰入金
7 繰越金		1	143,728	143,729	
	1 繰越金	1	143,728	143,729	前年度繰越金
歳入合計		4,911,489	165,486	5,076,975	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		122,385	△251	122,134
	1 総務管理費	81,807	△251	81,556

8 諸支出金		1,461	165,737	167,198
	1 償還金及び還付加算金	1,461	71,307	72,768
	2 繰出金	0	94,430	94,430
歳出合計		4,911,489	165,486	5,076,975

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
8-1-2	国県支出金等返還金	71,307				71,307	・国県支出金等返還金 71,307 千円 令和6年度介護給付費等の精算に伴う国県等への返還額を追加する。
8-2-1	一般会計繰出金	94,430				94,430	・一般会計繰出金 94,430 千円 令和6年度介護給付費等の精算に伴う一般会計への繰出金を追加する。

議案第 51 号

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 歳入歳出補正

ア 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
4 繰越金		1	3,915	3,916	
	1 繰越金	1	3,915	3,916	前年度繰越金
7 国庫支出金		0	2,430	2,430	
	2 国庫補助金	0	2,430	2,430	子ども・子育て支援事業費補助金
歳入合計		665,986	6,345	672,331	

イ 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		8,635	2,430	11,065
	2 徴收費	7,929	2,430	10,359
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		653,751	2,542	656,293
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	653,751	2,542	656,293

3 諸支出金		2,600	1,373	3,973
	2 繰出金	0	1,373	1,373
歳出合計		665,986	6,345	672,331

ウ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
1-2-1	徴収事務費	2,430	2,430				・システム改修委託料 2,430 千円 令和8年度から施行される子ども・子育て支援金制度に対応するため、システム改修業務を委託する。
2-1-1	後期高齢者医療広域連合納付金	2,542				2,542	・後期高齢者医療保険料等負担金 2,542 千円 被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料のうち、令和6年度の未精算分を千葉県後期高齢者医療広域連合に納付する。
3-2-1	一般会計繰出金	1,373				1,373	・一般会計繰出金 1,373 千円 令和6年度後期高齢者医療保険料等負担金の精算に伴う一般会計への繰出金を追加する。

議案第 52 号

令和 7 年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 1 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）収益的収入及び支出

ア 支出

（単位 千円）

款項目	名称	既決予定額	補正予定額	計	説明
1-1-2	浄水費	560,254	△10,895	549,359	給料 51 手当 1,225 報酬 979 法定福利費 △679 薬品費 △12,471
1-1-3	配水及び給水費	153,069	16,191	169,260	給料 2,270 手当 1,188 法定福利費 2,013 委託料 10,720
1-1-5	総係費	160,435	△1,325	159,110	給料 301 手当 △1,017 法定福利費 △609
1-1-6	減価償却費	535,516	△7,110	528,406	有形固定資産減価償却費 △7,110
1-2-1	支払利息及び企業債取扱諸費	19,445	1,622	21,067	企業債利息 1,622

議案第 53 号

令和 6 年度鴨川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

1 提案理由

令和 6 年度鴨川市水道事業会計利益の処分をしたいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、令和 6 年度鴨川市水道事業会計決算を調製したので、同法第 30 条第 4 項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

2 概要

(1) 利益の処分

剰余金処分計算書（案）

（単位 円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,481,574,999	96,151	157,901,305
議会の議決による処分数額	99,630,566	0	△99,630,566
建設改良積立金の積立て	0	0	0
資本金への組入れ	99,630,566	0	△99,630,566
条例第 4 条による処分数額	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0
処分後残高	6,581,205,565	96,151	(繰越利益剰余金) 58,270,739

・ 条例 鴨川市水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 144 号）

(2) 決算の認定

ア 事業概要

項目	令和6年度実績	令和5年度実績	比較
1 当年度末給水人口	29,837 人	30,401 人	△564 人
2 当年度末給水戸数	18,660 戸	18,745 戸	△85 戸
3 年間総給水量	5,692,940 m <sup>3</sup>	5,516,984 m <sup>3</sup>	175,956 m <sup>3</sup>
4 年間有収水量	3,936,799 m <sup>3</sup>	4,079,655 m <sup>3</sup>	△142,856 m <sup>3</sup>
5 有収率	69.2%	73.9%	△4.7%
6 一日最大給水量	(8/13)19,004 m <sup>3</sup>	(8/12)17,968 m <sup>3</sup>	1,036 m <sup>3</sup>
7 一日平均給水量	15,597 m <sup>3</sup>	15,073 m <sup>3</sup>	524 m <sup>3</sup>
8 事業収益	1,327,174,985 円	1,330,442,389 円	△3,267,404 円
9 事業費	1,358,115,363 円	1,323,042,323 円	35,073,040 円
10 純利益 (△は純損失)	△30,940,378 円	7,400,066 円	△38,340,444 円

・事業収益及び事業費は、消費税及び地方消費税に係る部分を除いた額を計上した。

イ 建設工事の概況

(ア) 広場地区配水管布設替工事	120,742,600 円
(イ) 市道八景線外配水管布設工事	13,977,700 円
(ウ) 御園増圧ポンプ所点検整備工事	11,550,000 円
(エ) 川代第二加圧ポンプ所加圧ポンプ更新工事	5,247,000 円
(オ) 東町浄水場外薬品注入設備更新工事	14,300,000 円
(カ) 保台浄水場薬品注入設備配管更新工事	5,280,000 円
(キ) 保台浄水場逆洗ポンプ外更新工事	26,180,000 円
(ク) 横渚浄水場監視制御設備点検整備工事	5,500,000 円
(ケ) 保台浄水場 pH計更新工事	5,995,000 円

諮問第3号～諮問第5号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1 提案理由

人権擁護委員、松本俊一郎氏、上野ひろ子氏及び川上洋子氏の任期が令和7年12月31日をもって満了することに伴い、次の者を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

2 推薦する者

	住所	氏名	生年月日	備考
諮問第3号	〇〇〇〇	松本 俊一郎	〇〇〇〇	継続
諮問第4号	〇〇〇〇	畠山 和広	〇〇〇〇	新規
諮問第5号	〇〇〇〇	松本 聖子	〇〇〇〇	新規

- 認定第1号 令和6年度鴨川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和6年度鴨川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和6年度鴨川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和6年度鴨川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1 提案理由

令和6年度の鴨川市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の決算を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

2 主要な施策の成果を説明する書類

別添 資料3のとおり

認定第5号

令和6年度鴨川市病院事業会計決算の認定について

1 提案理由

令和6年度鴨川市病院事業会計決算を調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

2 概要

(1) 事業概要

項目	令和6年度実績	令和5年度実績	比較
1 年間入院患者数	17,848人	18,863人	△1,015人
内科	17,791人	18,246人	△455人
整形外科	57人	614人	△557人
眼科	0人	3人	△3人
2 年間外来患者数	40,403人	39,221人	1,182人
内科	15,386人	14,705人	681人
循環器内科	200人	231人	△31人
神経内科	4人	139人	△135人
整形外科	3,445人	4,252人	△807人
小児科	380人	267人	113人
皮膚科	807人	767人	40人
泌尿器科	381人	387人	△6人
眼科	5,354人	5,298人	56人
耳鼻いんこう科	323人	349人	△26人
リハビリテーション科	0人	3人	△3人

歯科	14,123 人	12,823 人	1,300 人
3 事業収益	1,323,301,391 円	1,324,616,673 円	△1,315,282 円
4 事業費	1,441,020,181 円	1,332,319,576 円	108,700,605 円
5 純利益 (△は純損失)	△117,718,790 円	△7,702,903 円	△110,015,887 円

・事業収益及び事業費は、消費税及び地方消費税に係る部分を除いた額を計上した。

## 報告第 10 号

### 令和 6 年度鴨川市の健全化判断比率について

#### 1 報告理由

令和 6 年度鴨川市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

#### 2 内容

##### (1) 実質赤字比率（鴨川市＝該当なし）

一般会計の実質赤字額を、標準財政規模で除して得た数値

##### (2) 連結実質赤字比率（鴨川市＝該当なし）

一般会計、公営企業以外の特別会計及び公営企業会計の実質赤字額の合算額を、標準財政規模で除して得た数値

##### (3) 実質公債費比率（鴨川市＝9.7%）

地方債の元利償還金と準元利償還金（一般会計以外の特別会計への繰出金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの）の合算額から特定財源並びに元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値

##### (4) 将来負担比率（鴨川市＝74.8%）

一般会計の地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、一般会計以外の特別会計の元金償還に充てる一般会計からの負担見込額、組合等の元金償還に充てる負担見込額、退職手当支給予定額の一般会計負担額及び損失補償に係る一般会計の負担見込額の合算額から将来負担額の償還に充当することができる基金額及び特定財源見込額並びに地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額を控除した額を、標準財政規模から元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値

報告第 11 号

令和 6 年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

2 内容

(1) 資金不足比率

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ア 資金の不足額} \\ \hline \text{[該当なし]} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{イ 事業の規模} \\ \hline \text{[1,086,887 千円]} \\ \hline \end{array} \times 100 = \begin{array}{|c|} \hline \text{該当なし} \quad (\%) \\ \hline \end{array}$$

ア 資金の不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{流動負債等} \\ \hline \text{[392,290 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{流動資産等} \\ \hline \text{[1,232,198 千円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{△839,908 千円} \\ \hline \end{array}$$

※ 上記の算式数値が正の値の場合のみ資金の不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。

イ 事業の規模

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{営業収益} \\ \hline \text{[1,092,218 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{受託工事収益} \\ \hline \text{[5,331 千円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1,086,887 千円} \\ \hline \end{array}$$

報告第 12 号

令和 6 年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市病院事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

2 内容

(1) 資金不足比率

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{ア 資金の不足額} \\ \hline \text{[該当なし]} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{イ 事業の規模} \\ \hline \text{[1, 165, 216 千円]} \\ \hline \end{array} \times 100 = \begin{array}{|c|} \hline \text{該当なし} \quad (\%) \\ \hline \end{array}$$

ア 資金の不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{流動負債等} \\ \hline \text{[87, 755 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{流動資産等} \\ \hline \text{[779, 497 千円]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{△691, 742 千円} \\ \hline \end{array}$$

※ 上記の算式数値が正の値の場合のみ資金の不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。

イ 事業の規模

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{営業収益} \\ \hline \text{[1, 165, 216 千円]} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{受託工事収益} \\ \hline \text{[なし]} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1, 165, 216 千円} \\ \hline \end{array}$$